

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正の概要

平成26年11月10日

国土交通省自動車局貨物課

1. 【背景】

- (1) 適正取引の確保及び安全運行の確保を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則（省令）の改正（平成26年4月1日施行）及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を策定（平成26年1月22日）し運送条件等に係る重要事項の書面化をルール化等したところです。
- (2) さらに適正取引の確保を確実なものとするため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を、トラック運送事業者が荷主等との間において適正取引の推進が図られるように改定するものです。

2. 【改正点の概要】

（1）商慣習による問題等となる行為類型例、望ましい取引慣行について

ガイドライン全般において、運送委託者、運送受託者双方が十分な協議を行い、合意した上で、実施されることが求められる取引慣行、望ましい取引実例等を拡充。

（2）手待ち時間の改善について

手待ち時間を改善することは、トラック運送業ばかりではなく、サプライチェーン全体の最適化を進める上で大変重要であり、そのような輸送の効率化を強く求められていることから、ガイドラインに新たに項目を建てるとともに、着荷主等においても、手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があるため着荷主等の役割についても追記。

（3）書面化推進ガイドライン等を踏まえた適正な取引確保等について

運送契約に際して、運送業務、付帯業務、運賃、料金等についての重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面により共有すべきであることを追記。

（4）消費税転嫁対策特別措置法について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。）は消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものであり、消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表の措置対象となることを追記

3. 【スケジュール】

本ガイドライン改正に関する意見募集の結果を踏まえ、今年度内を目途に改正予定